

平成31年

第3回 農業委員会総会（月例会）議案

平成31年3月7日

前橋市農業委員会

平成31年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成31年3月7日 午後2時32分
- ・閉会日時 平成31年3月7日 午後4時06分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	
副主幹 深澤 直純	副主幹 内田 貴美	副主幹 高山 幸治	主任 井上 一則
主任 富澤 和則	臨時職員 宮田 厚子		

・その他の出席者

農政課補佐 高橋 雅人 主事 阿久澤 健二

・付議事件

- (1) 議案第15号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（3条）
- (2) 議案第16号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (3) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第18号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- (5) 議案第19号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (6) 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (8) 議案第22号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について
- (2) 平成30年度農業振興地域整備計画の変更計画に係る意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について

青木局長	<p>それでは、全員お揃いになりましたので、これより平成31年第3回農業委員会総会を開催いたします。なお、在任委員24名中、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
堀越会長 青木局長	<p>◇（挨拶） 会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>《堀越会長、議長に就任》 それでは、平成31年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。3番 矢端晴美委員、4番 奥野 和子委員をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議事に入ります。議案第15号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
深澤副主幹	<p>◇（議案書・地目、面積、取下理由、契約内容を朗読、説明） 先月保留になりました案件。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p>
議 長	<p>◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第15号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条許可申請については、整理番号1番を承認することに決定いたします。</p>
深澤副主幹	<p>次に、議案第16号・農地法の規定による許可の取消し3条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>◇（議案書・地目、面積、契約内容、取消理由を朗読、説明） 区分地上権（不動産登記法でその筆全てを登記しなければならない一部の登記はできない）を地役権（一部の登記ができる）に変更する。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p>
議 長	<p>◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法の規定による許可の取消し3条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。</p>
深澤副主幹	<p>次に、議案第17号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番については先の議案第15号で許可申請が取下げとなったため、整理番号2番から23番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号2番、3番、譲受人（借人）の耕作面積0㎡、自宅裏の土地を約30年耕作しているが相続手続きが済んでいないため0㎡。</p>
議 長	<p>整理番号11番、書類不備のため保留。整理番号13番、新規参入。整理番号15番、一般法人の解約条件付の新規参入。整理番号17番、1筆雑種ですが現況は田、他の2筆と一帯利用。整理番号23番、社会福祉法人の農地取得で不許可の例外法人、施行例第2条第1項第1号の規定を採用。</p>
議 長	<p>以上、整理番号2番から10番、12番から23番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。</p>

議 長	<p>なお、整理番号13番、15番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。</p>
15番委員 (4班班長)	<p>現地案内図3条の13番をご覧ください。申請地は、県立南高等学校から西約400mに位置し、6筆を一带として耕作しておりました。申請理由は、農地を使用貸借し、ネギ、タマネギ、ジャガイモ、青パパイヤ等を作付けし、農業経営を行いたいとのことです。面接には、譲受人本人が来られました。譲受人は、定年後に箕郷町の県立農林大学校に於いて、平成29年ぐんま農業実践学校秋冬野菜基礎技術課程、平成30年にぐんま農業実践学校春夏野菜基礎技術課程の研修を受けています。農地取得後の営農計画としては、作付け作物はネギを主体として、ジャガイモ、タマネギ、青パパイヤ等とし、出荷先はJA上川渚支所直売所等を考えているそうです。農業従事者は、本人、妻、義弟、息子です。農業機械の保有状況は、軽トラック、トラクター、耕運機、管理機等です。JAの準組合員にもなっており、規模拡大をし、定年退職者等を雇用し、高齢者へ野菜の宅配もして行きたいとのことです。調査班としては、営農意欲もあり、技術取得の努力も認められ、就農・営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。</p>
	<p>現地案内図3条の15番をご覧ください。賃貸による新規参入でございます。現地には、ところどころ損傷したハウスが建っております。申請理由は、農業に新規参入し、ブルーベリーを作付けし営農して行きたいとのことです。面接には、譲受法人の代表者員ともう1名の社員の方が来られました。譲受法人の社員4名は、長野県須坂市の「森の畑」、愛知県の「ブルーベリー岡崎」、京都府「アンマンズハウス」等で2年間、実践を通じた研修を受けております。営農計画として、現在のハウスを修繕し、ポット栽培でのブルーベリー300本を予定しています。品種はラビットアイ、ハイブリット系の2種類で、1年目から収穫できる苗の栽培をし、早期の出荷体制を作るとの事です。出荷先は、玉村宿等の直売所での販売を計画しており、将来的には観光農園を目指しています。売上目標は、1、2年目は135万円、3年目は360万円とし、露地栽培もし、規模の拡大を図って行きたいとのことです。調査班としては、4人の営農意欲も十分あり、技術習得の努力、関係機関の指導を受けながらの営農計画を実践していることから、許可相当と判断いたしました。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p>
18番委員	<p>整理番号2番(使用貸借)、3番(売買)、譲受人が父親からの相続の手続きをしていないとの事ですが、農業者として判断されているのですか。</p>
深澤副主幹	<p>既に出荷もしており、整理番号2番、3番の面積を足しますと基準の4反以上になります。営農計画書の中で過去三年間売上(出荷の内容は確定申告書等で)状況を確認した上で営農者として判断しました。</p>
議 長	<p>整理番号13番、新規参入、調査班の説明の中で、トラクター等とありましたが、買ったのですか。</p>
15番委員 (4班班長)	<p>小屋はまだですが、中古のトラクターが畑に置いて有りました、徐々に取り揃えています。</p>
	<p>営農計画の青パパイヤについて、説明。</p>
議 長	<p>その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号11番を保留とし、整理番号2番から10番、12番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>◇(挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成でありますので、議案第17号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号11番を保留とし、整理番号2番から10番、12番から23番を許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第18号・農地法の規定による許可申請の取下げ5条許可・一時転用申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
高山副主幹	<p>◇(議案書、地目、面積、契約内容、取下理由を朗読、説明)</p>

議 長 先月保留になった案件。  
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第18号・農地法の規定による許可申請の取下げ5条許可・一時転用申請については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

高山副主幹 次に、議案第19号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

議 長 ◇(議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)  
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第19号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。

富澤主任 次に、議案第20号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から8番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

議 長 ◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)  
なお、整理番号1番から8番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員 整理番号3番、申請理由について確認。

富澤主任 説明。

議 長 その他、ご意見等ございますか。

9番委員 整理番号7番、転用目的について。

富澤主任 転用申請の流れを説明。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から8番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第20号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から8番までを許可とすることに決定いたします。

高山副主幹 次に、議案第21号・農地法第5条の規定による審議に入りますが、整理番号50番については、申請関係者に岡田委員が該当しますので、岡田委員の退室をお願いします。

議 長 それでは始めに、整理番号50番について、事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇(議案書・地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)  
なお、整理番号50番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号50番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第21号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号50番を許可とすることに決定いたします。

議 長 それでは、岡田委員の入室を許可します。

議 長 次に、議案第21号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号1番から37番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）  
なお、整理番号1番から37番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号35番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

15番委員（4班班長） 現地案内図5条の35番をご覧ください。申請地は、JA前橋市本所から北約1.1kmに位置し、東側は田、西側は宅地と畑、北側と南側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地は耕作放棄地となっており、切り倒した樹木が置いてありました。面接には、譲受法人の担当者が来られました。他に県内外に125ヶ所の施設を持っているとの事です。申請施設の概要については、300Wのパネルを1,386枚設置し、発電量415.8KW、売電単価21円、年間売上は1,200万円、設置費用の回収には10年くらい見込んでいるそうです。パネルのメーカーは、中国のチントウとの事です。土地造成、整地は平に均す程度で、防水シートを敷設し、設置後の管理・草刈等は自社で行い、周囲には1.2mから1.8mのフェンスを設置します。調査班としては、被害防除対策や安全対策もとられている事から、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から37番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第21号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から37番までを許可とすることに決定いたします。

次に、5条許可申請、整理番号64番については先の議案第18号で許可申請が取下げとなったため、整理番号38番から49番、51番から63番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）  
なお、整理番号38番から49番、51番から63番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号40番、41番、42番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

15番委員（4班班長） 現地案内図5条の40番をご覧ください。申請地は、日赤病院から北約700mに位置し、北側は譲受法人が経営する保育園、東側は道路、南側と西側は畑の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地は保安全管理されており、昨年まで作付けされていた形跡がありました。譲受法人は保育園を経営しておりますが、既存の運動場が狭いこと、父兄の児童送迎時には保育園の出入口で渋滞が発生しているため、既存施設の隣接地である申請地を買受けて解消したいとの事です。面接には、譲受法人の理事長である保育園の園長が来られました。保育園の概要は、職員数44名、園児159名です。駐車場については、行事があるときは、詰込みにするなど、常に不足している状況です。申請地の利用計画は、駐車場、グラウンド、農業体験用の畑として利用します。造成・整地には埋土を行なうため、市の土砂条例の手続きを行ないます。また、周辺にはフェンスを設置します。調査班としては、必要性が認められることや被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の41番、42番（同一案件）をご覧ください。申請地は、道の駅ふじみから北西約550mに位置し、南側は宅地と畑、北側と西側は山林と雑種地、東側は宅地と山

林に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地は耕作されていませんでしたが、保全管理はされていました。譲受法人は西側隣接地で太陽光発電事業を営んでおり、周辺で施設用地を探していたところ申請地に行き当たり、申請するものです。面接には、譲受法人の関係者が来られました。他の太陽光発電施設については、桐生市に25区画所有しています。申請施設の概要については、275Wのパネル1,260枚設置し、発電量49.5Wの低圧が7区画、売電単価36円、年間売上げ約1,400万円、費用の回収には9年から11年を見込んでいます。パネルの下にはクローバーを植える予定ですが、造成方法や整地方法、その他の内容については、市の景観条例を遵守し、施行・管理を行います。設置後の維持管理は、電気工事会社に委託します。また、周囲には景観条例規定にある、目隠しタイプのフェンスを設置します。調査班としては、被害防除対策が取られており、景観条例の関係機関との協議も整っていることから、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員

整理番号39番、転用目的露天駐車場という事ですが、何台置く予定ですか。

高山副主幹

土地利用計画では5台です。

13番委員

整理番号53番、譲受人2名の住所について確認。

高山副主幹

説明。

9番委員

整理番等40番、現地案内図、申請地周辺の地番が細分化かれています。現況はどの様になっているのですか。

18番委員

地番ごとに現況説明。

12番委員

整理番号41番、42番、申請書の必要経費の桁が違う理由は。

高山副主幹

売買と、賃貸借の違いです。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号38番から49番、51番から63番までを許可とすることに賛成に方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第21号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号38番から49番、51番から63番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

次に、議案第22号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹

◇(議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明)

購入予定の農地付近に所有地がある認定農業者が移転を受けることとなり、効率的な農用地利用が期待できます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見・質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第22号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第22号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に協議事項(1)平成31年度・農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇(資料説明)

1月に委員の方から意見要望を出していただき、総会で協議したものを県農業会議に提出をし、農業会議から県へ要望する流れになります。要望の内、市に要望、事務局で処理

できる要望を除いた、1、担い手（退職者等）への営農指導について、2、相続登記の義務化についての2点の内容説明。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、意見として出てきた件ですか。

井上主任

1は委員さんより、2は事務局より出させていただきました。

2につきましては、来年、民法・不動産登記法の改正がある様ですが、早めに、対応して下さいとの事です。その他に昨年4月より、相続登記で登記をせずに死亡した場合、登録免許税の免除の制度が昨年の4月より33年3月まであります。

23番委員

代襲相続登記の場合はどうなるのですか。

井上主任

2次相続登記の場合、登録免許税が免除になります。

議 長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（1）平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項（2）平成30年度農業振興地域整備計画の変更計画に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

阿久澤主事

◇（資料説明：農政課）

高橋補佐

◇（補足説明：農政課）

県との調整は4月の中頃に一度終了し、調整が出来たもの、出来ないものが判ります。その後、法廷手続きである30日間の縦覧、15日間の異議申出期間を経て、異議申出がなければ農地利用計画の変更になります。概ね5月末から6月の頭にかけて30年9月分の審査を終了し、棄却、容認の通知を発送したいと考えております。

議 長

以上で事務局の説明終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

8番委員

編入の明細表で、農地として利用のためとありますが、どういう意味ですか。

阿久澤主事

例として、変更前宅地であったのが、農地証明で農地に変更したもの、回りが10haの広がりがあり青地にする要件があるものなどです。

8番委員

農地でなかったものが農地に変更になったものですね。

阿久澤主事

その他、台帳から漏れてしまった場合もあります。

8番委員

農振計画変更のためとあるのは。

阿久澤主事

29年9月に、農振計画変更で、主に大胡、宮城、粕川地区で青地、白地の見直しを行い、土地改良の有無が確認できず、後の調査で土地改良が実施してあることが判りましたので、白地から青地に変更しました。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。平成30年度農業振興地域整備計画の変更計画に係る意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（2）、平成30年度農業振興地域整備計画の変更計画に係る意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、37ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況 6件

○法第5条の届出書の受理状況 29件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 10件

○現況証明交付状況 1件

です。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後4時6分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月7日

議 長

署名人

署名人